



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	世界のルールの作り方・使い方 第1回：食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防
Relation	世界のルールの作り方・使い方 第1回：食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防. 2015年7月3日(金). 北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学附属図書館, 札幌市
Issue Date	2015-07-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59545
Type	lecture
File Information	12.pdf, 第二部資料9：日・米・EUの貿易障壁のレポート



第二部 資料・情報の探し方セミナー 資料 9

日・米・EU の貿易障壁のレポート

2015/6/19 作成

附属図書館 調査支援担当

1. 日本：『不公正貿易報告書』

経済産業省の年次報告。学内で最も多く取り揃えているのは北図書館（2007 年版から最新号まで）。

【Web 版のトップページ】

経済産業省のトップページ → 政策一覧 → 通商政策 → WTO → WTO 協定（ルール）の活用と
不公正貿易報告書 → 過去の不公正貿易報告書一覧 の順でたどる。2002 年以降が閲覧可。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_compliance_report/index.html

The screenshot shows the METI website's 'Unfair Trade Report' page. The header includes the METI logo and navigation links. The main content area features a breadcrumb trail: 政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 通商政策 > WTO > WTO 協定（ルール）の活用と不公正貿易報告書 > 不公正貿易報告書. Below this, there is a section for the '2015年版 不公正貿易報告書' (2015 Edition Unfair Trade Report) with a brief description. A table at the bottom lists the reports for 2015 and 2014, with links to Japanese and English versions.

年次	言語	リンク
2015年版	日本語版	日本語版
2014年版	日本語版	日本語版
	英文版	英文版

【2015 年版の構成】

第 1 部：各国（地域）別の政策・措置と、それに対する見解

第 2 部：WTO の各協定と主要な論点

第 3 部：経済連携協定（EPA・FPA など）や投資協定の動向や論点

資料編：WTO の現状や 紛争案件一覧

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員会報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
24. 米国の一時的繊維SG発動は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとコスタリカが申立て。	コスタリカ 【インド】	1995/ 12/22 協議要請 1996/ 2/22 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委員会報告書配布 2/25 上級委員会報告書採択	①米国の一時的繊維SG発動は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとコスタリカが申立て。 ②米国の輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第6.2条に違反していると他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認定	繊維 第2条、6条、8条	
25. EU-米国に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	米国(26) 【豪州、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	1995/12/14 協議要請 (「DS48」6/28) 1996/ 4/25 パネル設置要請 (「DS48」9/17) 5/20 パネル設置 (10/16「DS48」と合併) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EUが上級委申立て 1998/ 1/16 上級委員会報告書配布 2/13 パネル・上級委員会報告書採択 1999/ 5/17 米国がDSU第22条に基づく対抗措置承認申請 6/ 2 EUがDSU第22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択 2008/12/22 EUが本件の履行についての米国及び カナダとの相違の解決と、米国及びカナダによる譲許停止の停止を目的として協議要請 (履行確認) 2009/ 5/13 (DSBへの通報は9/25付け) EU・米国間で、EUが年間一定量 (段階的に増加) の牛肉について0%の関税率割当を設け、米国は段階的にEU産品に対する対抗措置を停止・撤廃する等の内容の合意が成立。	①EUの輸入税削減制度がGATT第1条 (MFN)、2条 (関税譲許)、7条 (関税評価) に違反するとしてウルグアイが申立て。 ②肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT第3条 (内国民待遇)、11条 (数量制限)、SPS協定、TBT協定、農業等に違反する、と米国が申立て。 ③EUの措置がSPS協定第3.1条 (国際的基準への準拠)、5.1条 (危険性評価に基づく措置の実施) 及び5.5条 (適切な保護水準の設定) に違反すると判断。 ④SPS第5.1条についてはパネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を破棄。また、上級委員は、3.1条の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、係る措置を執る国がSPS協定第3.3条 (科学的に正当な理由がある場合の国際基準よりも高い保護水準の導入) との整合性の証明責任を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄。仲裁によりEUには15か月の履行期間が認められたが、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年7月のDSBにおいて、米国に年1億1680万米ドル、カナダに年1130万カナダドルの報復関税賦課が承認された。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正されたにもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った。(DS320: 対米国、DS321: 対カナダ) DS320及び321は、2008年3月31日にパネル報告書、10月16日には上級委員会報告書が配布され、早急に履行パネルを開始するよう勧告された。	GATT 第22条 SPS 第2条、3条、5条 TBT 第2条 GATT 第3条、11条	第 II 部第11章
26. (48). EU-ホルモン牛肉に関する措置					

2. 米国：“National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers”

米国通商代表部の年次報告。NTE レポートとも呼ばれる。

【Web 版のトップページ】

米国通商代表部のトップページ → （ページ下部の）Reports の順でたどり、目的の年を選ぶとその年の NTE レポートが閲覧できる。2009 年以降が閲覧可。

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/reports-and-publications>



3. EU のマーケット・アクセス・データベース

EU が提供しているデータベース。一部、閲覧できない機能がある。

【トップページ】

<http://madb.europa.eu/madb/indexPubli.htm>

The screenshot shows the EU Market Access Database (MADB) website. The main header includes the European Commission logo and the title 'TRADE Market Access Database'. The navigation menu on the left lists sections: Home, What's new?, Export from EU (Tariffs, Procedures and Formalities, Statistics, Trade Barriers, SPS; Sanitary and Phytosanitary Issues, Rules of Origin, Services for SME), Import into the EU (EU Tariffs, Other Resources), and a search bar. The main content area is titled 'Exporting from the EU - what you need to know' and provides an overview of the MADB's purpose. A sidebar on the right lists 'Latest updates' and 'News'. Annotations in Japanese boxes point to specific features: '関税や貿易手続 * 閲覧できない' (Tariffs and trade procedures * cannot be browsed) points to the 'Tariffs' section; '貿易の統計' (Trade statistics) points to the 'Statistics' section; '各国（地域）の関税障壁' (Tariff barriers of countries/regions) points to the 'Trade barriers' section; '各国（地域）のSPSに関する事案' (Cases related to SPS of countries/regions) points to the 'SPS; Sanitary and Phytosanitary Issues' section; '原産地規則に関する論点' (Issues related to rules of origin) points to the 'Rules of Origin' section; '中小企業へのサービス' (Services for SMEs) points to the 'Services for SME' section.

関税や貿易手続
* 閲覧できない

貿易の統計

各国（地域）の
関税障壁

各国（地域）のSPS
に関する事案

原産地規則に
関する論点

中小企業への
サービス